

中央大学附属高等学校同窓会活動助成費取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中央大学附属高等学校同窓会（以下「本会」という。）の会員が、本会の目的を達成するために行う事業活動に対して、本会から会員に対して交付する助成費について定める。

(助成の種類)

第2条 この要領による助成の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 同窓会活性化助成金

次のいずれかに該当する場合は、申請により同窓会活性化のための費用の一部または全部を助成することができる。

ア 本会の目的を達成するために、同学年又は同部活を単位とする団体が行う同期会・OBOG会

イ 中央大学附属高等学校が参加する文化・スポーツ等を支援するために行う応援活動

ウ その他企画委員会で承認された特別な事業活動

(助成金額)

第3条 助成金額は、次のとおりとする。

(1) 同窓会活性化助成金

同窓会活性化補助金は、一事業活動につき、10万円を限度として助成する。

(助成費の申請)

第4条 この要領により助成費を受けようとする会員は、所定の様式による申請書および報告書を、事務局を通じて会長に提出しなければならない。

(助成費の決定)

第5条 前条に定める申請書の提出があったときは、会長は企画委員会に諮って、助成を決定する。

2. 会長は、決定した助成について総会に報告する。

3. 会長は、決定した助成については、申請のあった会員に通知する。

(収支決算の報告)

第6条 助成を受けた団体は、次の期限までに所定の報告書を、事務局を通して会長に提出しなければならない。

(1) 同窓会活性化助成金については、事業活動終了後1カ月以内

(改正)

第7条 この要領は、総会の議によらなければ改正することができない。

附則

この要領は、総会の議決を経て2020年4月1日から施行する。